医薬品等副作用等調査委託契約書

　地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構　日本海総合病院病院長　橋爪　英二（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、医薬品等副作用等調査の実施に関して、次のとおり契約を締結する。

（総　則）

1. 乙は次に掲げる調査を甲に委託し、甲はこれを受託する。

（１）調査課題名　医薬品等の副作用等調査

（２）対象医薬品等名

（３）調査目的・内容

（４）調査症例数　　　　　　　　　　　　例

（５）調査担当医師（複数の場合は全員とする。）

　　　　　　　　　診療科名　　　　　　　　　科　　氏　名

（６）調査方法　乙の定める調査票、またはこれに準ずる内容で調査担当医師の自筆の署名・捺印のある文書（以下「調査票」という。）により調査を実施する。

（７）調査票提出期限　西暦　　　年　　　月　　　日

（委託費の額及び支払）

第２条　乙は、委託費として１症例1調査票につき、金　　　　　　円（ほかに、別途消費税を加算する。）を甲に支払う。

２　甲は、要綱第６第１項の規定による調査票の提出に基づき、乙に対し納入通知書により委託費を請求することができる。

３　乙は、前項の請求があったときは、納入期限以内に委託費を支払うものとする。

（調査結果の報告）

第３条　甲は、調査終了後、必要な事項を記載した調査票を提出期限までに乙に提出する。

（追加調査）

第４条　乙は、調査票を確認し、記載不備または不明な事項等があった場合は、必要に応じて甲に対して追加調査を文書または口頭で依頼することができる。

２　甲は、前項の追加調査を依頼された場合は、これに協力するものとする。

（情報公開）

第５条　甲は、乙が、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」及び日本医療機器産業連合会の「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に従い、本調査のため甲に支払った調査委託費用の金額を、乙が公開することに同意する。

（個人情報保護）

第６条　甲又は乙の役員もしくは職員並びに従業員は、本調査の際に得られた調査対象患者のプライバシーに関する情報を第三者（国内外の規制当局を除く）に漏洩又は開示してはならない。また、これらの地位にあった者についても調査対象患者の情報を第三者に漏洩してはならない。

２　本条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第７条　この契約に定めのない事項、その他疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

　　西暦　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　山形県酒田市あきほ町３０番地

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日 本 海 総 合 病 院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　病　院　長　　橋　爪　英　二

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名